


**区分：Ⅲ**

号機	1号機	
件名	原子炉建屋（管理区域）におけるけが人の発生について	
不適合の概要	<p>平成 23 年 1 月 11 日午後 4 時 55 分頃、1 号機の原子炉建屋天井クレーン（管理区域）の点検作業を行っていた協力企業作業員が、天井クレーンに設置されている階段を上ろうとした際に階段でつまずき、顔面を階段に打ち前歯 1 本を折ったため、業務車にて病院へ搬送しました。</p> <p>なお、作業員の身体に放射性物質の付着はありませんでした。</p> 	
安全上の重要度／損傷の程度	<p>&lt;安全上の重要度&gt;</p> <p>安全上重要な機器等 / <b>その他設備</b></p>	<p>&lt;損傷の程度&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>診察の結果、口唇裂傷、歯牙破折（歯の治療に約 1 ヶ月半）と診断されました。今回の事例を当社社員と協力企業社員に対して周知するとともに、足元の確認や手すりの使用など基本動作の徹底を周知いたします。</p>	